

駿府城公園茶室調理場利用規約

駿府城公園茶室調理場（以下「調理場」という。）をご利用の際は、利用申込者及び利用申込関係者（以下「利用者」という。）は、本利用規約（以下「本規約」という。）を遵守するとともに、駿府城公園ランドマーク共同事業体（以下「施設管理者」という。）の指示に従いご利用ください。

1 利用目的

調理場は、日本庭園茶室で飲食物（飲食店営業の営業許可（食品衛生法施行令第35条第1号関係）のものに限る）を提供するために利用することを原則といたします。なお、これ以外のご利用については、事前にご相談下さい。

2 利用時間

利用時間は、事前にお申し込みいただいた茶室利用時間内でのご利用を厳守してください。利用時間は、準備、後片付けを含みます。利用時間前の来場はご対応できかねますのでご遠慮ください。

3 搬入・搬出

利用時の荷物の搬入・搬出の際は、他の利用者様のご迷惑にならないよう、ご配慮ください。

4 利用制限

利用者は、第三者に調理場の利用権の全部又は一部を譲渡若しくは転貸することはできません。利用者がこれに反した場合、直ちに利用を停止します。利用申込受付後又は利用途中においても、次の場合には施設管理者の判断で申込みの取消しや利用停止の処置をとる場合がございます。この場合に生じる利用者の損害に対し、施設管理者は一切の責任を負いません。

- (1) 許認可又は資格が必要であるのにかかわらず、資格がない状態で利用する場合
- (2) 危険物の持ち込み、又は危険物の持ち込みによる人身事故、建物、設備、備品等を毀損、汚損、紛失等した場合
- (3) 音、振動、臭気の発生等により、当施設の他の利用者や近隣に迷惑を及ぼす、又はその恐れがある場合
- (4) 施設管理者の注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合
- (5) その他当施設の管理運営上、支障があると判断する場合

5 利用許諾の取消し

本規約に反すると施設管理者が判断した場合は、利用を取り消します。

6 免責及び損害賠償

- (1) 天変地異、関係各省庁からの指導、その他施設管理者の責めに帰さない理由により利用が中止された場合、その損害について一切の責任を負いません。
- (2) 調理場の設備、什器等を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償請求いたします。
- (3) その他、利用者が本規約に違反したことによって、損害を被った場合には、その損害について

全額賠償していただきます。

7 安全管理

- (1) 当施設利用時間中は、ご利用者側の責任の下に防災、防犯等の安全管理を行ってください。
また、利用申込者は当日の利用責任者として、利用時間中は必ず常駐してください。
- (2) 保全管理のため施設管理者が必要と判断した場合、調理場内に立ち入ることがございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 調理場は、衛生上一切の動物の立ち入りを禁止いたします。
- (4) 防災及び防犯上必要と判断した場合には、使用中であっても荷物や機材等の移動をお願いする場合がございます。

8 調理場利用時の衛生管理について

- (1) 利用者のうち1名は食品衛生責任者資格を有する者とし、一連の食品衛生の法律を遵守してください。また、利用申し込みの際、当該資格証の写しをご提出ください。
- (2) 食中毒等の被害が発生した際は、利用者の責任とし、食中毒に対応する生産物賠償責任補償のある保険に加入することが条件となります。また、利用者は当該保険が調理場での営業にも適用されることを確認したうえで、保険加入していることの証明をご提示ください。
- (3) 熱機器や刃物等のお取り扱いには十分御注意ください。調理中の事故、怪我、食中毒などのトラブルに関して、施設管理者は一切責任を負いません。
- (4) 安全衛生面には十分御配慮の上、実際にトラブルや苦情等が発生した場合は、全責任を持ってご対処ください。
- (5) 調理場・調理器具使用後は、きれいに洗浄、清掃後、施設管理者が指定する場所に片付けてください。終了後確認点検させていただきます。
- (6) 消費電力の大きな調理器具を持ち込んでのご使用は、事前にご相談ください。
- (7) 加熱調理中は、必ず換気を行い、やけど等のケガに十分注意してください。
- (8) 提供する料理メニューについて、あらかじめ施設管理者にご提示ください。
- (9) 下記のような調理は、お断りする場合がございます。
 - ①調理時に強い（人によっては異臭と感ずる。）匂いを発するもの、残臭の強い調理
 - ②調理場内に汚れが飛散したり付着したりする調理
 - ③その他、調理時に限らず茶室に匂いが付着するなど施設に影響を及ぼすもの

9 片付けについて

- (1) 利用後、設備や備品等は使用前の状態まで原状回復してください。
- (2) 調理器具や食器等の洗浄、清掃、後片付けは利用時間内に完了してください。
- (3) 水道の閉め忘れ、電化製品の切り忘れ、照明、換気扇の切り忘れ等がないかご確認ください。
- (4) 利用者の確認不足により施設管理者が損害を被った場合は、一部負担金や損害賠償の御請求をさせていただきます。
- (5) 利用にあたり発生した残材や生ごみ等はお持ち帰りください。なお、ごみ等のお預りはできませんので利用当日に処分をお願いします。